

育英学院同窓会報

発行人:育英学院同窓会 会長 林 紹滋 / 事務局:町田市小山ヶ丘4-6-8 サレジオ高専内



— 特集 —

定期総会2017について

育英学院同窓会(2015.9-2017.8)

定期総会告知と総会議案

2017.11.4 (土) 16:00～ サレジオ高専にて

育英学院同窓会会員の皆様、7-10月に役員(理事・評議員)、会費会員、SHCD招待会員、そして全会員に今年の育英祭開催告知に併せて隔年開催される定期総会及び卒業生の集い(SHCD2017)について去る9月10日に同窓会理事会・評議員会を開催して詳細を決定しました。以下に総会に提案される議案について理事会・評議員会の承認を得たことを報告するとともに掲載いたします。

第1号議案(同窓会の現況)

1. 同窓会役員の現況

・名誉会長(現校長)	1名
・執行役員・会長	1名
・執行役員・副会長	6名
・事務局長及び局員	2名
・監事	2名
・顧問	6名
・相談役	11名
・理事(2017/9/10現在)	38名
・評議員(2017/9/10現在)	475名
2. 理事会・評議員会定足数(9/10)

・理事会定足数(1/3)	13名
・評議員会定足数(1/10)	48名
3. 同窓会登録会員(2017/3)

・中学	1737名
・旧制工業	38名
・新制工高	2203名
・高専本科	7641名
・高専専攻科	123名
・現元教職員	663名
4. 同窓会実勢状況

・住所有効会員	7152名
・住所不明会	5195名
・発送停止(配送を希望されない)	94名
・物故者	520名

右上に続く

左下からの続き

5. 同窓会の主要業務

- (1) 総会・理事会・評議員会の開催
- (2) 卒業生の集い(SHCD)開催
- (3) 同窓会の事業・決算・予算等の報告
- (4) 会員データの管理・更新
- (5) 同窓会報・同窓会年報の発行
- (6) 高専行事(キャリアデー他)への協力。支援
- (7) クラス・同期会・OBOG会・公認団体支援
- (8) 会員へのHP、BBS、MLによる情報提供
- (9) サレジオ同窓会日本連合への参画
- (10) アジア連合・世界連合大会への派遣
- (11) 関東高専同窓会連合への参画
- (12) その他

第2号議案(2015.9-2017.8事業報告)

年月	活動内容
2015. 9	西村・生田目監事による会計監査
2015.10	第1回理事会・第1回評議員会開催
2015.10	全会員へ育英祭・定期総会案内 高専ニュース134,135号発送
2015.10	定期総会・SHCD2015開催 高専5-10期、43期、48期招待
2015.11	DB200開祭ミサに参加
2016. 1	定期公演(BB,MD)にお祝い 応用技術センター報告会にお祝い
2016. 2	49期生をDB,ML登録、同窓会年報配布
2016. 3	3/15専攻科14期修了・本科49期卒業 謝恩会に同窓会役員出席・会長祝辞
2016. 4	54期新入生入学式に会長祝電
2016. 5	同窓会第2回理事会・第1回幹事会 キャリアデーに役員有志陪席
2016. 7	臨時執行役員会開催
2016. 9	同窓会第3回理事会・第2回幹事会
2016.10	関東高専同窓会連合に川島副会長出席
2016.10	アジア・オセアニア連合東チモール大会 (EAO)に会長・副会長を派遣
2016.10	コンプリ師主宰のオペラ公演に林智副会長 出席お祝い

前ページからの続き

2016.10	SHCD2016 開催
2016.10	高専11-15期、44期、49期招待
2016.11	日本連合小平会合、EAO報告
2016.11	東チモール工高生、日本信号を訪問
2016.11	日本連合WM、大阪星光で、由良副会長出席
2017. 1	定期講演（BB,MD）にお祝い
2017. 2	応用技術センター報告会にお祝い
2017. 2	西村監事逝去（弔問・供花）
2017. 2	50期生をDB,ML登録、同窓会年報配布
2017. 3	3/14専攻科15期修了・本科50期卒業 謝恩会と同窓会役員出席・会長祝辞
2017. 4	55期新入生入学式に祝電
2017. 4	日本連合監査業務に奥山副会長出席
2017. 6	同窓会第3回理事懇談会・第1回幹事会 キャリアデーに役員有志出席
2017. 7	日本連合会長・副会長会合に会長他出席
2017. 7	理事会・評議員会告知郵送
2017. 8	DB風を会費既納会員に郵送 SHCD2017 招待期会員に招待状郵送

第3号議案（2015.9-2017.8決算報告）

15-16年度決算（2015. 9-2017. 8）育英学院同窓会

	決算	摘要	期首予算	差額
収入の部				決算-予算
前期繰越金	¥6,194,702		¥6,194,702	¥0
入会金	¥3,312,000	49期+50期294名	¥3,528,000	¥-216,000
年会費	¥798,000	250口見込み	¥1,000,000	¥-202,000
寄付金	¥80,381	10名+事務代行+卒対	¥100,000	¥-19,619
預り金受入	¥270,000	支援諸団体	¥0	¥270,000
雑収入	¥47,751	利息他	¥10,000	¥37,751
当期収入	¥4,508,132		¥4,638,000	¥-129,868
収入合計	¥10,702,834		¥10,832,702	¥-129,868
支出の部				予算-決算
総会開催費	¥90,110	定期総会2015.10	¥50,000	¥-40,110
名簿発行費	¥259,200	同窓年報（2016, 2017）	¥240,000	¥-19,200
会報発行費	¥300,000	高専N(135, 136, 137, 138号)	¥600,000	¥300,000
発送委託費	¥581,918	封入・送料	¥800,000	¥218,082
一般事業費	¥2,097,950	SHCD2015-16企画	¥1,500,000	¥-597,950
特別事業費	¥750,460	海外役員出張 （世界・アジア連合）	¥200,000	¥-550,460
会議会合費	¥121,377	会合経費	¥70,000	¥-51,377
事務消耗費	¥478,014	封筒作成他	¥400,000	¥-78,014
通信送料費	¥68,016	一般郵送料	¥150,000	¥81,984
渉外交際費	¥696,160	卒対、日本連合会費（16-17）	¥450,000	¥-246,160
慶弔費	¥74,904	弔電・香典	¥70,000	¥-4,904
旅費交通費	¥297,346	国内役員出張（日本連合）	¥200,000	¥-97,346
手数料	¥36,798	払出	¥30,000	¥-6,798
預り金支出	¥270,000	支援諸団体	¥0	¥-270,000
当期支出	¥6,122,253		¥4,760,000	¥-1,362,253
当期収支差	¥-1,614,121		¥-122,000	¥1,492,121
次期繰越金	¥4,580,581		¥6,072,702	¥1,492,121
支出合計	¥10,702,834		¥10,832,702	¥129,868

1. 収入の部について

入会金収入は期首に予定していた卒業生数が期中退学等で減少したため。また年会費についても目標を下回っていた。

2. 支出の部について

一般事業費の卒業生の集いの他、支援事業の件数が増加したため。また特別事業費についてはアジア連合東チモールへの派遣経費の増のためである。また渉外交際費についても連合会費以外にも外部団体の支援などが増えた。預かり金収支は同期会の代行徴収を行ったためである。

3. 繰越金の取り崩し

当期収支差は160万に達し、これについては繰越金の減で対応した。海外派遣は当面なく、次期会計期間においては大幅な赤字にはならない見通しである。

第4号議案（2017.9-2019.8事業計画）

1. 同窓会事業の主要な案件については第1号議案の現況に記載したものと大きくは変更がない。当面予期しない案件が発生する見込みはない。

2. 事業計画

2017.10	育英祭2017の案内、定期総会2017、SHCD2017の案内と高専News138,139号を郵送
2017.11	定期総会2017、河村新会長他新役員の紹介、卒業生の集い2017を開催、高専16-20期、45期、50期招待
2017.10	日本連合会合（開催地未定：予定）
2018.02	51期生のDB,ML登録、同窓会年報配布
2018.03	3/14（予定）専攻科16期修了、本科51期卒業
2018.04	第56期新入生入学
2018.06	キャリアデー、第1回理事（懇談）会・第1回幹事会開催
2018.09	第2回理事会、第2回幹事会開催
2018.11	育英祭2018、SHCD2018 開催
2019.01	高専21-25期、46期、51期招待 定期公演（BB,MD）、応用技術センター報告会にお祝い
2019.02	日本連合で、EAO2020東京開催について具体化（予定）
2019.03	専攻科17期修了、本科52期卒業
2019.04	第57期新入生入学
2019.06	キャリアデー、第3回理事（懇談）会・第1回幹事会開催
2019. 8	定期総会2019、SHCD2019準備開始

育英学院同窓会の上部団体であるサレジオ同窓会日本連合の会合についてはその開催時期は仮の設定、アジア連合東京大会に向けての準備が活発化する見込みである。また2018.3の本科51期生から卒業生への同窓会からの記念品としドン・ボスコピンバッジを贈呈することを決めた。一般希望する会員にも有償（同窓会の財政確保のため）でおわけする予定である。

第5号議案（2017.9-2019.8予算提示）

17-18年度予算案（2017. 9-2019. 8）育英学院同窓会

	当期予算	摘要	前期予算	差額
収入の部				前期-当期
前期繰越金	¥4,580,581		¥6,194,702	¥-1,614,121
入会金	¥3,396,000	51期+52期283名	¥3,528,000	¥-132,000
年会費	¥800,000	200口見込み	¥1,000,000	¥-200,000
寄付金	¥100,000	卒生+事務代行	¥100,000	¥0
預り金受入	¥0	支援諸団体	¥0	¥0
雑収入	¥50,000	利息・記念誌・バッジ	¥10,000	¥40,000
当期収入	¥4,346,000		¥4,638,000	¥-292,000
収入合計	¥8,926,581		¥10,832,702	¥-1,906,121
支出の部	事業経費			前期-当期
総会開催費	¥50,000	定期総会2017.11	¥50,000	¥0
名簿発行費	¥259,200	同窓年報（2018、2019）	¥240,000	¥19,200
会報発行費	¥640,000	高専N（139/140/141/142号）	¥600,000	¥40,000
発送委託費	¥800,000	封入・送料	¥800,000	¥0
一般事業費	¥1,500,000	SHCD2017-18企画	¥1,500,000	¥0
特別事業費	¥200,000	連合特別企画	¥200,000	¥0
渉外交渉費	¥500,000	日本連合会費（18-19）	¥450,000	¥50,000
慶弔費	¥70,000	弔電・香典	¥70,000	¥0
支出の部	管理経費			
会議会合費	¥70,000	会合経費	¥70,000	¥0
事務消耗費	¥400,000	封筒作成他	¥400,000	¥0
通信送料費	¥70,000	一般郵送料	¥150,000	¥-80,000
旅費交通費	¥250,000	役員出張（日本連合）	¥200,000	¥50,000
手数料	¥32,000	払出	¥30,000	¥2,000
預り金支出	¥0	支援諸団体	¥0	¥0
当期支出	¥4,841,200		¥4,760,000	¥81,200
当期収支差	¥-495,200		¥-122,000	
次期繰越金	¥4,085,381		¥6,072,702	¥-1,987,321
支出合計	¥8,926,581		¥10,832,702	¥-1,906,121

1. 収入の部について

前期（15-16年度）に比べて繰越金が150万程度減額したところから予算を編成する。入会金、年会費も抑制したが、会員への年会費の納入呼びかけを推進しなければならない。コンビニ送金なども検討したがそのための口座維持費が相当額になる見込みで郵便振替が最も安価で他に選択肢が見あたらない。

2. 支出の部について

事業費はできるだけ押さえ込まずに管理経費を抑制した。しかしながら事業案件が増大するためにこれを達成するのは相当に難しい。それでも収支差は40万程度に抑制している。

第6号議案（同窓会則の改正）

割り付け上次ページ以降に掲載する。

第7号議案（新役員の承認・紹介）

現林紹滄会長はすでに3期6年の任期となり、長期にわたるのは好ましくないと考えご本人の申出もあり、ここで新河村会長を理事会で選出し、評議員会において承認を得た。同時に西村監事が2017.2に逝去されたのでその後任に建部理事を選任した。これらにつて総会の承認を得たい。さらに増員された副会長、退任された会長の顧問就任、相談役の就任など人事に関わる議案を提案し、承認を得た。新役員一覧は以下の通りである。

右上へ続く

新執行役員・顧問・相談役名簿（案）

名誉会長	小島知博（現校長）
名誉顧問	
会長（執行役員）〔内諾〕・理事	河村英和（専1EP）
副会長（執行役員）・理事	奥山勇人（専9D）
同	近松秀明（専7EE）
同〔内諾〕	稲葉涼哉（専1EE）
同	林 智（専10E）
同	由良公一（専22D）
同	川島幸子（専31CS）
同〔内諾〕	岸新太郎（専28EC）
同〔内諾〕	鈴木ちひろ（専31GE）
事務局長	高橋 孝（高専事務長）
事務局次長（理事）	木戸能史（高16EB）
事務局員（打診中）	柴田宏子（高専事務局）
監事	生田目彰久（高11E）
同〔内諾〕	建部国彦（専8EP）
顧問	但馬 剛（高10E）
同	山田 功（高9P）
同	高村昌利（高14E）
同	伊藤 勝（高11P）
同	柳田國夫（高11E）
同	鎌谷 宏（専7EE）
同〔内示〕	林 紹溢（専6GB）
相談役	小川裕康（高10C）
同	小林弘治（高14P）
同	早足武夫（専1D）
同	吉川 昇（専12GA）
同（理事）	桂島博明（高16E）
同	野田恵隆（専16E）
同	大沼哲郎（高11E）
同（理事）	加藤多津生（高12P）
同	野澤忠義（高14E）
同	横山東太郎（高14E）
同	井上忠昭（専5EE）
同〔内諾〕	戸田秀一（専10EA）
同〔打診中〕	嶋原学（専25EB）
新任を含む理事・評議員	別紙参照

新会則により、会長は会長が出席できない会合に対して会長権限を行使できる「会長代理」、儀礼出席する場合の「会長代行」を副会長から選任できるようになる。これによって現職の人材も執行役員全員で支えられる。なお事務局についても実質対応している木戸は次長職となり理事を兼任、さらに局員として永年在勤されている事務部の柴田宏子さんをお願いする。上記役員一覧の内「赤字」部分が新任の方である。

現行会則 育英学院同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は育英学院同窓会と称する。
第2条 本会の事務所をサレジオ工業高等専門学校内に置く。
第3条 本会の会員は以下の各号に示すものとする

- (1)正会員
- (2)準会員
- (3)特別会員
- (4)名誉会員

2 正会員とは以下の各号に示す学校法人育英学院によって設置された学校の卒業生とする。括弧内は略称とする

- (1)東京育英工芸学校（旧制）
- (2)帝都育英工業学校（旧制）
- (3)帝都育英学院中学校（中学）
- (4)帝都育英工業高等学校（工高）
- (5)育英中学校（中学）
- (6)育英工業高等学校（工高）
- (7)育英高等専門学校（高専）
- (8)育英工業高等専門学校（高専）
- (9)サレジオ工業高等専門学校（高専）

3 準会員とは前項9号に在籍している学生とする

4 特別会員とは第2項の各号に示す学校に在職した教職員または在職している教職員とする

5 名誉会員とは理事会で推薦し、評議員会及び総会において承認されたものとする

第2章 目的

第4条 本会は、以下の各号を目的として活動する

- (1)会員相互の親睦を図る
- (2)会員相互の扶助を図る
- (3)第3条第2項の9号に示す学校（以下高専と称する）と会員間の連絡連携を図る
- (4)高専の事業を支援する
- (5)サレジオ会同窓会世界連合の活動に協力する

第3章 事業

第5条 本会は第4条の目的を達成するために以下の各号に示す事業を行う。

- (1)同窓会報の発刊
- (2)会員台帳の整備
- (3)親睦会、研修会等の開催。
- (4)会員が企画するクラス会等の支援
- (5)会員の慶弔
- (6)高専に在学する学生の各種活動に対する後援
- (7)高専の教育研究等の事業に対する後援、支援

次ページに続く

会則改正案 育英学院同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は育英学院同窓会と称する。
第2条 本会の事務所をサレジオ工業高等専門学校内に置く。
第3条 本会の会員は以下の各号に示すものとする

- (1)正会員
- (2)準会員
- (3)特別会員
- (4)名誉会員

2 正会員とは以下の各号に示す学校法人育英学院によって設置された学校の卒業生、または在学していた者とする。

- (1)東京育英工芸学校（旧制）
- (2)帝都育英工業学校（旧制）
- (3)帝都育英学院中学校（中学）
- (4)帝都育英工業高等学校（工高）
- (5)育英中学校（中学）
- (6)育英工業高等学校（工高）
- (7)育英高等専門学校（高専）
- (8)育英工業高等専門学校（高専）
- (9)サレジオ工業高等専門学校（高専）

3 準会員とは前項第9号に在籍している学生とする

4 特別会員とは第2項の各号に示す学校に在職した教職員または在職している教職員とする

5 名誉会員とは会長が推薦し、理事会において承認されたものとする

第2章 目的

第4条 本会は、以下の各号を目的として活動する

- (1)会員相互の親睦・扶助を図る
- (2)会員相互の連絡・情報交換を図る。
ただし個人情報の扱いに十分留意する。
- (3)サレジオ工業高等専門学校（以下高専と称する）と会員間の連絡連携を図る
- (4)高専の事業を支援する
- (5)サレジオ同窓会連合活動に協力する

第3章 事業

第5条 本会は第4条の目的を達成するために以下の各号に示す事業を行う。

- (1)同窓会報の発刊、同窓会HPの運用
- (2)会員台帳の整備
- (3)親睦会、研修会等の開催。
- (4)会員が企画する会合等の支援
- (5)会員への祝意・弔意
- (6)準会員の啓蒙及び各種活動への後援
- (7)高専の教育研究等の事業に対する後援
- (8)サレジオ同窓会連合の世界大会、東アジア・オセアニア地域大会、日本連合等の会合への参加

次ページに続く

前ページの続き

- (8)準会員に対する同窓会啓蒙活動
 (9)サレジオ会同窓会連合の国内連合、
 アジア連合等の総会への参加
 (10)その他本会の目的を達成するために
 必要な事業

第4章 役員及び役職

第6条 本会は次の役員をおく

- | | |
|----------|------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 6名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |

第7条 本会の運営に資するために理事及び評議員を置く

第8条 第6条の役員の選出、任務、任期を以下の各項に定める

- 2 名誉会長は高専の校長を推挙する。その任期は校長在職期間とする
- 3 会長は理事の互選により推挙し、評議員会及び総会の承認を得る。その任務は本会を代表し、その活動を統括する。任期は2年とし、再任を妨げない
- 4 副会長は理事のうちから会長が推挙し、評議員会及び総会の承認を得る。その任務は会長を補佐し、会の運営に係わる事業、広報、財務、業務（会計、書記、事務等）の責任を分担する。任期は2年とし、再任を妨げない
- 5 監事は評議員会の推挙により会長が指名し総会の承認を得る。その任務は会の運営に係わる業務及び会計を監査し、その結果を評議員会、総会に報告する義務を負う。任期は2年とし、再任を妨げない
- 6 役員が任期途中で退任した場合は会長が理事の中から選任し、その任期は退任した役員の残存期間とする

第9条 理事の選出と役割について以下の通り定める

- 2 理事は以下の各号による区分によって正会員の中から選出する。その任務は役員と連帯して本会の運営にあたり、役割を分担する

- | | |
|----------|-----|
| (1) 学域選出 | 22名 |
| ①旧制 | 1名 |
| ②中学 | 1名 |
| ③工高 | 5名 |
| ④高専 | 15名 |
| (2) 職域選出 | 2名 |
| (3) 会域選出 | 2名 |
| (4) 部域選出 | 4名 |

- 3 学域選出とは学校法人育英学院が設置した学校から選出される理事
- 4 職域選出とは会員が3名以上在籍する企業、学校、団体から選出される理事
- 5 会域選出とは卒業生によって構成される理事会で承認された任意団体から選出される理事

次ページに続く

前ページの続き

- (9)他高専同窓会との情報交換
 (10)その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 役職者

第6条 本会は次の役職を置く

- | | |
|----------|-------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 会長代理 | 2名以内 |
| (4) 副会長 | 6名～8名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 前項の会長、会長代理、副会長を執行役員とする

第7条 本会の運営に資するために理事及び評議員を置く

第8条 第6条の役職者の選出、任務、任期を以下の各項に定める

- 2 名誉会長は高専の校長を推挙する。その任期は校長在職期間とする
- 3 会長は理事の互選により選出する。その任務は本会を代表し、その活動を統括する。任期は2年とし再任を妨げない
- 4 会長代理は必要に応じて会長が副会長の内から選任し、会を代表して会長が指定する会合に出席し、会長の権限を行使する。
- 5 副会長は理事のうちから会長が選任する。その任務は会長を補佐し、会の運営に係わる事業、広報、財務、業務の責任を分担する。任期は2年とし、再任を妨げない。また会長の命により会長代行として会長の指定する会合に出席することができる。
- 6 監事は評議員会の推挙により会長が指名し総会の承認を得る。その任務は会の運営に係わる業務及び会計を監査し、その結果を評議員会、総会に報告する義務を負う。任期は2年とし、再任を妨げない
- 7 執行役員が任期途中で退任した場合は会長が理事の中から選任し、その任期は退任した役員の残存期間とする

第9条 理事の選出と役割について以下の通り定める

- 2 理事は以下の各号による区分によって正会員の中から選出する。その任務は執行役員と連帯して本会の運営にあたり、役割を分担する

- | | |
|------------|-----|
| (1) 学校域選出 | 22名 |
| ①旧制 | 1名 |
| ②中学 | 1名 |
| ③工高 | 5名 |
| ④高専 | 15名 |
| (2) 職場域選出 | 2名 |
| (3) 団体域選出 | 2名 |
| (4) クラブ域選出 | 4名 |

- 3 選出員数は前項の員数を標準とする

次ページに続く

前ページの続き

6 部域選出とは在学中在籍した部活動のOBOG会から選出される理事

7 理事の任期は不定とし、退任時に後任を選出する

8 理事は評議員会、総会で承認を得る

9 選出員数は標準とする

第10条 評議員について以下のとおり定める

2 評議員は正会員の卒業時の学年または学級から選出し、本会の運営、活動を審議する。その他本会則に定められた権限を行使する

3 評議員会は総会を開催することが困難な場合、その機能、権能を代行することができる

4 評議員は以下の各号の学年または学級を代表して選任する

- | | |
|-------|-------|
| (1)旧制 | 1名以上 |
| (2)中学 | 4名以上 |
| (3)工高 | 16名以上 |
| (4)高専 | 80名以上 |

5 評議員は総会で承認を得る

第11条 本会には必要に応じて以下の役職を置くことができる

- (1)顧問
(2)相談役

2 顧問は本会会長経験者から推挙し、評議員会、総会の承認を得る

3 相談役は本会役員経験者から推挙し、評議員、総会の承認を得る

第5章 会議

第12条 本会には以下の各号にあたる会議を開催する

- (1)総会
①定期総会
②臨時総会
(2)評議員会
(3)理事会
(4)役員会

第13条 定期総会は学園祭開催期間中、隔年に召集開催するものとし以下の各号の議事を審議、決議する。

- (1)当該年度の決算及び予算
(2)当該年度の事業報告、事業計画
(3)役員、理事、評議員の承認
(4)名誉会員の承認
(5)会則の改正
(6)その他本会の運営、活動に関する事

2 総会の招集がない年度、あるいは召集開催が困難である年度について評議員会をもってこれに替えることができる

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または評議員の2分の1以上が議案を示し請求したときは開催しなければならない。

4 総会の定足数は出席者の承認によってこれを定める

5 正会員以外の会員についてはオブザーバーとして出席し、意見を述べることができるが議決権の行使はできない

次ページに続く

前ページの続き

4 学校域選出とは学校法人育英学院が設置した学校から選出される理事

5 職場域選出とは会員が3名以上在籍する企業、学校、団体から選出される理事

6 団体域選出とは卒業生によって構成される理事会で承認された団体から選出される理事

7 クラブ域選出とは在学中在籍したクラブ活動のOBOG会から選出される理事

8 理事の任期は不定とし、退任時に後任を選出する

9 理事の選任は評議員会及び総会で承認を得る

第10条 評議員について以下のとおり定める

2 評議員は正会員の卒業時の学年または学級から選出し、本会の運営、活動を審議する。その他本会則に定められた権限を行使する

3 評議員会は総会を開催することが困難な場合、その機能、権能を代行することができる

4 評議員は以下の各号の校種を代表して各クラスから選任する

- | | |
|-------|-------|
| (1)旧制 | 1名以上 |
| (2)中学 | 4名以上 |
| (3)工高 | 16名以上 |
| (4)高専 | 80名以上 |

5 評議員の選任は総会において承認を得る

第11条 本会には必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる

2 顧問は会長が会長経験者から選任する

3 相談役は会長が執行役員経験者から選任する。

第5章 会議

第12条 本会には以下の各号にあたる会議を開催する

- (1)総会（定期総会、臨時総会）
(2)評議員会
(3)理事会
(4)執行役員会

第13条 定期総会は学園祭開催期間中、隔年に召集開催するものとし、以下の各号の議事を審議、決議する。

- (1)当該年度の決算及び予算
(2)当該年度の事業報告、事業計画
(3)理事、評議員、監事の承認
(4)名誉会長、名誉会員、会長、会長代理、副会長の選任を報告
(5)会則の改正
(6)その他本会の運営、活動に関する事項

2 総会の招集がない年度、あるいは召集開催が困難である年度について評議員会をもってこれに替えることができる

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または評議員の2分の1以上が議案を示し請求したときは開催しなければならない。

4 総会の定足数は出席者の承認によって成立とする。

5 正会員以外の会員についてはオブザーバーとして出席し、意見を述べることができるが議決権の行使はできない

次ページに続く

前ページの続き

- 第14条 評議員会は総会にかかる議案について審議するために、必要に応じて会長が召集開催する。定足数は10分の1とする
- 2 理事会は本会の運営ならびに評議員会、総会にかかる議案について審議するために必要に応じて会長が召集開催する。定足数は3分の1とする
- 3 評議員会、理事会の委任状による欠席は有効定足数に数えるものとする
- 第15条 理事会、評議員会の議決は出席者の過半数をもって決定する
- 第16条 役員会は本会の活動、運営のために随時召集開催する。運営上、必要な規定は別にこれを定める

第6章 会計

- 第17条 本会の運営経費は入会金と年会費の収入をもってこれに充当する。ただし、必要に応じて臨時会費の徴収及び寄付金を受けることができる。
- 第18条 入会金及び年会費の徴収について以下の各号のとおりとする
- (1) 準会員は入会金を卒業時に納入するものとする。
 - (2) 正会員は年会費は納入するものとする。ただし、高専を卒業した会員については、卒業後5年間はこの限りではない
 - (3) 会費の徴収方法については別に定める
 - (4) 入会金、年会費については別途定める
 - (5) 会費の改定については理事会で審議し、評議員会および総会の決議を得る
 - (6) 名誉会員、特別会員、準会員は年会費の納入を免除する
- 第19条 本会の会計年度は定期総会のある年の9月1日に始まり、次の定期総会のある年の8月31日に終わる。

第7章 補足

- 第20条 会員名簿の記載事項に変更が生じたとき、本人または本人より委任された理事、評議員は遅滞無く本会（事務局）へ報告することとする。
- 第21条 本会の事務を処理するために高専内に事務局をおき職員を配置することができる
- 第22条 前条に基づき、サレジオ高専内に育英学院同窓会事務局を開設し、事務局長、事務職員を高専と協議して決める
- 第23条 本会則のほか、運営上必要な細則は役員会で審議し、会長が理事会に提示し審議の上決定し別に定めるものとする

付則

- 第1号 本会則は昭和35年1月31日より施行する
- 第2号 本会則は昭和62年1月27日より施行する
- 第3号 本会則は平成7年1月31日より施行する
- 第4号 本会則は平成17年10月28日より施行する
- 第5号 本会則は平成19年10月27日より施行する

次ページに続く

前ページの続き

- 第14条 評議員会は総会にかかる議案について審議するために、必要に応じて会長が召集開催する。定足数は10分の1とする
- 2 理事会は本会の運営ならびに評議員会、総会にかかる議案について審議するために必要に応じて会長が召集開催する。定足数は3分の1とする
- 第15条 評議員会、理事会の委任状による欠席は有効定足数に数えるものとする
- 2 理事会、評議員会の議決は出席者の過半数をもって決定する
- 第16条 執行役員会は本会の活動、運営のために随時召集開催する。運営上、必要な規定は別にこれを定める

第6章 会計

- 第17条 本会の運営経費は入会金と年会費の収入をもってこれに充当する。ただし、必要に応じて臨時会費の徴収及び寄付金を受けることができる。
- 第18条 入会金及び年会費の徴収について以下の各号のとおりとする
- (1) 準会員は入会金を卒業時に納入するものとする。
 - (2) 正会員は年会費を納入するものとする。
 - (3) 会費の徴収方法については別に定める
 - (4) 入会金、年会費については別途定める
 - (5) 会費の改定については理事会で審議し、評議員会および総会の決議を得る
 - (6) 名誉会員、特別会員、準会員は年会費の納入を免除する
- 第19条 本会の会計年度は定期総会のある年の9月1日に始まり、次の定期総会のある年の8月31日に終わる。

第7章 事務局・細則

- 第20条 会員名簿の記載事項に変更が生じたとき、本人または本人より委任された理事、評議員は遅滞無く本会（事務局）へ報告することとする。
- 第21条 本会の事務を処理するために高専内に事務局をおき職員を配置することができる
- 第22条 前条によりサレジオ高専内に育英学院同窓会事務局を設置し、局長、局次長、局員を高専と協議の上、選任し同窓会業務及び執行役員会の事務業務を負う。
- 第23条 本会則のほか、運営上必要な細則は執行役員会で審議し、別に定めるものとする

付則

- 第1号 本会則は昭和35年1月31日より施行する
- 第2号 本会則は昭和62年1月27日より施行する
- 第3号 本会則は平成7年1月31日より施行する
- 第4号 本会則は平成17年10月28日より施行する
- 第5号 本会則は平成19年10月27日より施行する
- 第6号 本会則は平成29年11月4日より施行する

次ページに続く

前ページの続き

会費規定

- 第1条 入会金を12000円とする
 第2条 年会費は2000円とする
 第3条 年会費の徴収は隔年とし4000円徴収する

慶弔規定

- 第1条 本会に関係する正会員、特別会員、名誉会員の弔時については、本会に連絡のあった場合、弔電をもってこれに替える。
 第2条 本会の慶弔金については、必要と認めた場合会長の承認を経て5000円を支出する。
 第3条 前条に関して、特別会員の場合は勤続5年以上を対象とする。
 第4条 原則として高専の同窓会事務局長が調整し、会長がこの任に当たる。

前ページの続き

会費規定

- 第1条 入会金を12000円とする
 第2条 年会費は2000円とする
 第3条 年会費の徴収は隔年とし4000円徴収する
 第4条 卒業後5年間は年会費の納付を免除する

慶弔規定

- 第1条 本会に関係する正会員、特別会員、名誉会員の祝意・弔意については、本会に連絡のあった場合、祝電・弔電をもってこれに替える。
 第2条 前条に加えて慶弔金、供花については、必要と認めた場合会長の承認を経て支出する。
 第3条 前条に関して、特別会員の場合は勤続5年以上を対象とする。
 第4条 原則として同窓会事務局長が調整し、会長の承認を得る。



画像：記事サムネイル（粕谷 進 氏）

【同窓会】
 粕谷進氏 瑞宝章中級章 受勲

[2017-05-22]

帝都育英学院中学校をご卒業の同窓生 粕谷 進 氏が瑞宝章中級章を受勲されました

平成29年春の叙勲で、育英中学7期卒業で日本大学経済学部教授（現名誉教授）であった 粕谷 進 氏が「瑞宝中級章」を受勲されました。

同窓生の方々の素晴らしいご活躍を心よりお慶び申し上げます。

粕谷 進 氏 略歴

- ・昭和12年 東京に生まれる。
- ・昭和28年 帝都育英学院中学校卒業。
- ・平成19年 日本大学名誉教授に。
- ・平成29年 瑞宝章中級章受勲。

育英中学出身の

粕谷 進 氏

の叙勲を祝し
 同窓会長名で
 祝電を贈りました。
 （同窓会事務局）

左記事は
 サレジオ高専HP
 から引用転載
 いたしました。

高専10期電気A組クラス会（内山君を迎えて）

2017年6月17日、18時から新宿駅東口「鳥どり」にて、高専10期電気工学科A組のクラス会が開かれました。今回は、長年に亘って東南アジア諸国で仕事をしてきた。同級の内山秀俊君が17年ぶりに帰国するという話から、急遽クラス会を開くこととなりました。その間音信不通となつて皆に心配をかけた彼ですが、偶然学校に証明書申請のメールを寄せたことから連絡がとれ、元気な姿を見せてくれました。

木戸先生（同級生と間違われたと喜んでいました（^^））も駆けつけ、集まったメンバーは11名。中には卒業後初めて顔を合わせる者もいましたが、すぐに打ち解けて楽しい時間を過ごしました。高専10期は今年還暦の年になります。これからも、機会をつくってB組も含めてクラス会を続けていきたいと思います。（幹事 林 智）

